

◎議長（青野隆一議員）

皆さん、ご苦労様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第16号によって進めます。

日程第1、令和4年請願第1号「花笠高原スキー場に関する請願」及び日程第2、令和3年請願第6号「沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出に関する請願」の2案件を一括議題といたします。

この際、産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 小関英子 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長（小関英子議員）

今定例会において、当委員会に付託されました請願2案件について、審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

まず、令和4年請願第1号「花笠高原スキー場に関する請願」について申し上げます。

当委員会は、去る3月4日に委員会を開催し、紹介議員並びに担当課長に出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。本案件は、スポーツ活動の振興、地域住民の健全な心身の保持、増進、さらには尾花沢ならではの雪のスポーツの拠点となる、花笠高原スキー場を活用したスポーツの振興を目指すため、花笠高原スキー場の簡易リフトの再設置を願うものであります。関係課長からは、花笠高原スキー場の簡易リフトの故障箇所について、これまでの経過報告、また今後雪解け後、次のシーズンまで修繕を行う予定であることなどの点について説明を受けました。

委員からは、「スキー場は今後も従来どおり運営する方針であり、設備については当然修繕していく必要があることから、願意妥当。」という意見や、「修繕が必要な箇所について精査することを前提として、簡易リフトの再設置については願意妥当だと思う。」との意見が出されました。また「民意が反映されている請願であり、簡易リフトが必要なことは十分理解できる。現状復帰での再設置だけで良いのかどうかは、雪解け後に調査をしっかりと行う必要があることから、継続審査とすべき。」との意見が出されました。

以上のことから、本案件については意見の一致を見るに至らず、採決の結果、願意妥当と認め、採択とすることに決した次第であります。

次に、令和3年請願第6号「沖縄戦戦没者の遺骨混

入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出に関する請願」について申し上げます。

当委員会は、去る1月26日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

沖縄戦での悲惨な地上戦により、多くの尊い命が失われ、沖縄の土となっています。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、沖縄戦の激戦地となった地域であり、同地域には犠牲を強いられた沖縄県民や命を落とされた兵士の遺骨が数多く残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われています。2016年に施行された戦没者遺骨収集推進法は、遺骨収集を国の責務と定め、2024年までを集中実施期間として位置付けており、2021年4月には、陸軍歩兵32連隊所属の兵士の遺骨がDNA鑑定で遺族の元に返されました。沖縄戦犠牲者の遺骨の眠る沖縄本島南部から土砂を採取し埋立てに使うことは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、物言わぬ戦没者を二度殺すようなもので、人の道に反する行為であり、このことは、戦没者の尊い犠牲の上に平和を享受してきた私たち全国民が当事者意識を持って向き合うべき課題であります。

以上のことから、本案件は、戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋め立てに使用する計画の中止と、法律を遵守し、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施し遺族の元に返すことを求め、国会及び政府並びに関係機関に対し意見書の提出を願うものであります。

委員からは、「国の土砂採取方法を確認したところ、遺骨があるかどうかの調査が終了した土砂のみを採取し、遺骨を含む土砂を使用するものではないということが分かった。政府が主体となって遺骨収集を実施すべきという内容には同感するが、即刻中止すべきというまでは言えず、願意妥当ではない。」という意見や、「人道的には、政府が主体となって遺骨収集をすることは認めていかなければならない。しかし土砂を採取する計画の中止を求める意見書を提出する必要があるとまでは言えず、願意妥当ではない。」という意見。さらには、「遺骨を遺族の元に返すということは人道的に大切なことである。しかし計画の中止を求めることについては、尾花沢市民の声がなければ、尾花沢市から意見書を提出することは難しいため、願意は妥当ではない。」との意見がありました。

以上のことから、本案件については不採択とすることに決した次第であります。

以上で報告を終わりますが、何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。報告

といたします。

◎議長(青野隆一議員)

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。
鈴木裕雅議員。

◎8番(鈴木裕雅議員)

私のほうからただ今ご報告がありました令和4年請願第1号「花笠高原スキー場に関する請願」について、質問いたします。3点ございます。

当該請願は、当初、スキー場の受託管理団体であるNPO法人スポーツクラブ理事長による請願提出の予定であったと聞いておりますけれども、そのことに関する質疑が行われたのかお伺いします。

また昨年11月に行われたと聞いております、NPO法人スポーツクラブ理事長と市長の間で何を話されたのか、こういった質疑は行われたのかお伺いします。

最後に設置場所と設置機材に対する質疑は行われたのかお伺いいたします。以上3点です。

◎議長(青野隆一議員)

産業厚生常任委員長。

◎産業厚生常任委員長(小関英子議員)

1点目の請願者の方についてですけれども、請願はスキー連盟とスポーツ少年団の請願となっております。

2点目、事故に関する報告書は、令和3年3月、10月に出てきたということで、1月に起こった事故に対して口頭での報告がありましたが、書類での報告書は10月にあったということで、11月に市長と話をし、修繕をしていこうという話になっております。

設置場所、また内容についてですけれども、委員のほうからは、場所の話は、問い合わせはありませんでした。そしてあくまでも願意のほうは、現状復帰ということでありまして、機材に関するみの質疑となりました。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木裕雅議員。

◎8番(鈴木裕雅議員)

最後の機材に対する質疑、その内容はこういった質疑ですか。

◎議長(青野隆一議員)

産業厚生常任委員長。

◎産業厚生常任委員長(小関英子議員)

メンテナンスのことにも話になりまして、メンテナンスはグリスアップのほうも含めて説明がありまして、モーター等についても、現場を確認しながらやっていきたいということのお話がありました。

◎議長(青野隆一議員)

そのほか、ご質疑ございませんか。鈴木清議員。

◎9番(鈴木清議員)

私は令和3年請願第6号についてお尋ねいたします。

12月定例会では継続審査となり、理由はさらに調査、検討を要するためということでした。どのような調査、検討をその後行ったか教えていただきたいと思っております。

特に尾花沢市の沖縄戦戦没者が16人いらっしゃって、その遺族はどんな気持ちでおられるかを、私、紹介議員に質問されました。遺族の調査はどのように進んでおられるかお聞きしたいと思っております。

◎議長(青野隆一議員)

産業厚生常任委員長。

◎産業厚生常任委員長(小関英子議員)

あくまでも委員会のほうでは現地に行くこともできませんので、各委員のほうから、各自調査、研究をしていただいたという状況です。そして市の遺族に関しては、皆さんのそれぞれの立場でお聞きしたところですが、直接お聞きする方はいらっしゃらなかった、また、市民の声として市民運動的なところには至ってないという答えになりました。

◎議長(青野隆一議員)

鈴木清議員。

◎9番(鈴木清議員)

遺族の方には直接聞いていないということですが、遺族の調査が今後必要と思われるので、ぜひお願いしたいと思っております。以上です。

◎議長(青野隆一議員)

ほかに、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(青野隆一議員)

次に討論に入ります。まず、令和4年請願第1号に対し、通告がありますので発言を許します。鈴木裕雅議員。

〔8番 鈴木裕雅 議員 登壇〕

◎8番(鈴木裕雅議員)

私は、令和4年請願第1号「花笠高原スキー場に関する請願」に対し、継続審査が望ましく、反対の立場から討論いたします。

当該の請願は請願者2名によるものでありますが、委員会の審査で示されたように、受託者が請願することは特定利益を得ることから、制限されるべきであると考えられます。しかし、請願者の1人であるスポーツ少年団本部長は、受託団体の理事であり執行役員であることから、理事長による請願と何ら変わりなく、

紹介議員である星川議員の発言にある「受託者が請願することができない」に反するものです。

また11月には、受託管理団体と市長の間で話し合いの場が持たれ、来年度シーズンに向けて整備を行う旨の履行約束が取り交わされています。また、設置機材は生産が終了しているとの情報もあり、設置場所や設置機材に対する審議、審査が行われたとは言えず、審議未了である点、設置後の運営、管理形態が不確かな点があります。

以上のことから、当該の請願は含意を達成するためにも継続的な審査が望ましく、願意妥当とするには及ばなく、継続審査が必要と思われます。以上のことから請願に反対するものです。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、令和4年請願第1号に対する討論を終結いたします。

次に、令和3年請願第6号に対し、通告がありますので発言を許します。鈴木清議員。

〔9番 鈴木清議員 登壇〕

◎9番（鈴木清議員）

産業厚生常任委員会の皆様には、多くの資料をもとに、慎重なる審査を行っていただき誠にありがとうございます。しかし私は、請願第6号を、次の6つの観点から採択すべきであると考え、賛成討論を行います。

1つ目です。請願第6号は、防衛省の基地問題ではなく、厚生労働省の遺骨収集の問題として区別して考えていただきたいと思います。辺野古基地に反対、賛成ではないのです。ある市議会では、外交防衛問題については、地方から意見書をあげることは馴染まないとして否決されています。ある町議会議会では、請願者の意思を尊重して確認し全員賛成となりました。請願者の意思は、戦没者に対する尊厳を尊重して遺骨を早く収集して遺族に届けたい、これが一番の願いであるということでございます。

2点目は、委員の皆様から、埋め立ての土砂は調査を終了した場所のみ採取しているという意見ですけれども、私はこれに反対です。40年収集しているガマフヤーの方によると、戦後76年を過ぎると、骨と土砂の区別がつかないくらい粉々になってしまっているということです。沖縄県の7割が激戦地の南部の土砂からの採取です。その中に混ざっているというのが私の考えですが、目視でできるという考えには反対です。

3点目です。委員会の意見では、埋め立てに使用する計画が明確ではない。また尾花沢市で、市民運動の

ようなことがなされていないという意見がありました。私は市民運動のある、なし、市民運動の強弱で判断するのは間違っていると思います。各団体が学習を積み上げ、県内の各自治体へこの請願を出されています。この請願こそ運動そのものであります。

第4点目は、先ほど私が質問しましたがけれども、尾花沢市で16名の沖縄戦戦没者がいらっしゃって、その遺族の声をどのように聞きたいというのが、紹介議員である私に対しての質問でありました。これは大変すばらしい質問であると思います。沖縄の問題を尾花沢市の問題として捉え、遺族の方から声を聞くというのは、大変大事であると思いますので、ぜひ継続して解明、調査をしていただきたいと考えております。私も調査を続けております。

5点目は、請願の趣旨の第2項にある、遺骨収集の推進は国が主体となって進めてほしいというのは、私も賛成でありますし、常任委員会でも賛同していただきました。

最後の6点目、この悲惨な沖縄戦の遺骨が混入した土砂を埋め立てに使用することは、戦死者の尊厳を冒瀆し二度殺すようなものであり、人の道に反する行為であると考えます。決して埋め立てに使ってはいけないというのが請願の願意であります。

以上、議員の皆様のご良心に訴え、請願への議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

◎議長（青野隆一議員）

以上で、令和3年請願第6号に対する討論を終結いたします。

これより、採決いたします。まず、令和4年請願第1号「花笠高原スキー場に関する請願」を採決いたします。委員長報告は、採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎議長（青野隆一議員）

ご異議がありますので、令和4年請願第1号を起立により採決いたします。委員長報告は、採択すべきとするものであります。本請願を委員長報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

◎議長（青野隆一議員）

着席願います。

起立多数であります。よって、令和4年請願第1号

は、委員長報告のとおり決しました。

次に、令和3年請願第6号「沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用する計画の中止と、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める意見書の提出に関する請願」を採決いたします。委員長報告は、不採択とするものであります。よって、原案について、起立により採決いたします。

令和3年請願第6号を採択するに、賛成の議員の起立を求めます。

採択するに、賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

◎議長（青野隆一議員）

着席願います。

起立少数であります。よって、令和3年請願第6号は、不採択とすることに決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。

散 会 午後2時09分